

新潟市障がい者地域自立支援協議会 第11回全体会 議事録

日時：平成25年10月22日（火）14：00～16：00

場所：白山会館 大平明浄の間

○障がい福祉課長補佐

議事に移らせて頂きますが、本日は副会長のご選出がございまして、副会長選出までは引き続き私の方で進行させていただきます。

それでは議事（1）副会長選出になります。昨年度副会長を務めて頂いておりました太陽の村の菊地委員が人事異動されまして、ご退任されました。これによりまして新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要項第4条第4項に基づきまして会長が指名するという事になります。山賀会長より副会長の指名をお願いしたいと思いますので宜しくお願い致します。

○山賀会長

はい、改めて新しい委員の方もいらっしゃいますので、ご挨拶をさせていただきますが、会長の山賀と申します。ポプラの家の所長をしております。どうぞ宜しくお願いします。座らせて指名について進めさせていただきます。

今回今ほどありましたように副会長が欠員ということで私の方も色々検討し悩みましたが、是非、当協議会の主旨というものを踏まえ、これまで入所施設での現場の支援のご経験、そして現在は就労継続支援B型事業所を運営しつつ、自立訓練の事業も実施していらっしゃいます工房はたやの田中順委員が適任と考えて指名をさせていただきます。田中順委員については新潟みずほ福祉会の、先程も言いました工房はたやの所長さんということで是非お受け頂ければなと思っておりますのでいかがでしょうか。

○障がい福祉課長補佐

はい、ありがとうございます。只今の山賀会長から田中順委員にというご指名がございましたが、田中委員どうでしょうか。お受け頂けますでしょうか。

ありがとうございます。それではご承認頂きましたので田中委員につきましては副会長席に移動をお願いしたいと思います。それでは一言ご挨拶を頂きたいと思えます。

○田中順副会長

皆さんこんにちは。今ほどもご紹介頂きました工房はたやの所長をしております田中と申します。突然のお話でしたので大変戸惑っておりますが、頼まれ事は試されるということであのお引き受けをさせていただきました。今後とも宜しくお願い致します。

○障がい福祉課長補佐

どうもありがとうございました。それではここから議事に移りたいと思います。山賀会長宜しくお願い致します。

○山賀会長

はい、それではお手元の次第に沿って進めさせていただきます。

(2) 番の運営事務局会議からの報告となります。運営事務局会議の今年度上半期の実施状況について事務局より報告をして頂きます。お願いします。

○秋葉区健康福祉課障がい福祉係主査

はい、今年度運営事務局会議の委員をしております秋葉区役所の村山といいます。今、会長からありましたご報告について座って、お話したいと思います。

お手元の資料1新潟市障がい者地域自立支援協議会運営事務局会議議事内容報告をご覧ください。今年度、事務局会議では各区の協議会から上がってきます報告について検討をすると共に、昨年度3月の全体会で報告致しました新潟市の相談支援体制の再編についても引き続き検討するという事で、大きく二つの役割を持って毎月1回ずつ、会議を行っております。

早速ですが、今年度1回目6月6日の会議についてですけれども、こちらあります通り相談支援体制の再編についてまず話をしました。基幹相談支援センターの在り方等について協議を行ったとありますが、現在、制度上基幹型のセンターを設置出来るというような状態になっておりますが、センターの設置ありきで話を進めるのではなくて、現在の新潟市の相談支援体制、現状と課題について整備検討が先ではないかと。そういった考え方の確認を初回でさせて頂きました。具体的に言いますと、相談支援体制の再編の可否について現場のケースワーカーですとか、委託の相談支援事業所の相談員の皆さんから意見を聞きましょうということになったのが初回であります。

続いて7月の会議でございますが、まずあの各区ともに1回目の協議会が終わったということで、いくつか報告事項がございました。一つ目と致しましては緊急通報装置（あんしん連絡システム）についてということで、中央区の方から問題提起がございまして、担当を交えて行いました。詳しくは、後程、事務局の方からご説明致しますので、割愛致します。2番目としまして療育環境の整備拡充の必要性和現状把握についてとありますが、こちらは具体的に言いますと市立のひしのみ園の入園の仕組み等について現状の確認と今後の方針について意見交換を行ったところでございます。もう一つでございますが、引き続き相談支援体制の再編についてということで、前回の会議で意見を聞こうとなった結果について聞き取りを行いました。現状と致しましては、各現場のケースワーカー、相談員ともに平成27年の3月末までにサービスを利用されている障がい者の皆さんに計画相談ということで、今、現場は大変混乱しているというような報告がございました。我々、広

い意味で相談支援について在り方をお聞きしたかったところなのですが、相談結果をさらに繋がる場合には計画相談というのが当然付いて回るというところで、大変今現場が混乱しているそういう状況の報告があった上で、相談支援の方々の意見としては、現状困難ケース等の対応についてはかなりの所で委託の相談支援事業所を中心に回っていると言いますか、上手くいっているところもあるんだけど、ただ人材の継続性という意味では各法人に委託をしているやり方ということもありまして、中々継続性を維持出来ていないというような課題も報告がございました。また1人職場というところ、支援連絡会等と横のネットワークがあるにせよ中々その支援内容の平準化と言いますか、そういった検証も出来ていない状況の報告があったところでございます。

続いて8月の会議ですが、引き続き相談支援体制についてでございます。現場の状況を反映した上で現行の相談支援ノウハウ等を組織的、機関的に継続をしていくような仕組みが必要だろうとそういった意見が出ました。併せて今後サービスの利用計画ですとか入所待機者解消等々の課題も増えていく中で、こういったものに対応する為には基幹センターを視野に入れて相談支援体制の再編が必要であろうとそういうお話になりました。以下、成年後見制度市長申立について及び特別支援学校の進路検討部会からの報告について議論が行われました。

裏面にいって頂いて8月、9月の会議になりますが、こちらにつきましては引き続き相談支援体制の再編ということで、センターを視野に入れて検討していくというところで、具体的に相談員さんの配置のイメージですとか、委託の要件等々について意見交換をしたところでございます。

最後10月の会議になりますが、こちら2回目の各区協議会を経て実施となりましたので、一点協議会からの報告事項ということで、重症心身障がい児等の入浴支援について意見交換を行いました。具体的には入浴支援の段階の確認を一度きちんとさせて頂いたところで、実際に障がい児と者、大人と子どもではサービスの利用を出来る環境ですとか、異なるという辺りが確認出来たところでもあります。結論としては、既存のサービスで対応可能なものについて議論を行ったところでもあります。最後、相談支援体制の再編については引き続きイメージの確認のようなことをしておりましたが、具体的には区役所内に設置をする事で知名度の向上を図り、ひいては相談窓口のワンストップ化を図りたいというような意見についても確認が出来ました。また先程申し上げた通り各事業の拡大に伴い複数の相談員が対応することが求められている状況についても確認が出来たところでございます。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。先程、説明がありましたように何点か改めて事務局より報告頂くこととなりますが、相談支援体制の再編と身体障がい者のあんしん連絡システムについて詳しくご説明を頂いて、その後また皆様からご質問ご意見を頂戴したいと思ひ

ますので、事務局宜しく申し上げます。

○障がい福祉課介護給付係長

はい、介護給付係の小林でございます。新任の皆様にはこれからどうぞ宜しくお願いしたいと思っております。それでは掛けて相談支援体制の再編について説明させていただきます。資料の1の2を見るといいますか、イラストにしてあるものを使って説明したいと思います。

まず1番と致しまして新潟市の人口80万人の規模でございますけれども、その中で手帳所持をしている方の状況について記載しております。3障がいの合計で約4万人弱の方になりますが、この方々に対して相談支援事業所が受け付けている相談の件数が年間、実人数で約3千人。延べ件数で2万3890件ということで、実績が上がっております。平成24年度でございます。相談の割合になりますけれども、割合に致しますと精神障がい、知的障がい、そして身体というふうな人口の割合に対して相談の件数は反転している状況になっております。一人の相談の解決が収まらないといえますか、精神の方々の事例が非常に件数として伸びてきているという状況でございます。

2番目と致しまして相談支援事業所の推移ということで記載してございます。相談支援事業体制を平成13年度からスタートさせており、3事業所からスタートして、現在、平成25年度で記載の通り10事業所によって実施しております。また、平成23年度からは障がい児支援コーディネーターというコーディネーターを配置しております。23年度以降、この体制になって現在3年目を迎えているところです。こうした背景を受けまして、国は相談支援の重要性を強調しており、サービス等利用計画や基幹相談支援センターを法定化、法制化をしてきています。現在、障がい福祉サービスを利用する全ての方に対し、計画相談の実施を目指すということで事業を進めておるところです。この計画についてはご承知のように来年度末までに全ての方に計画を作れるよう目標で進めているところです。2番目の下の方に経緯が記載してございますけれども、平成25年8月の4段目でございますが、指定特定相談支援事業所、指定特定というのはサービス利用計画を作る相談支援事業所になりますけれども、新潟市が上に記載した10の委託の相談支援事業所を含めまして、現在18事業所41名の方がいらっしゃいます。この内、委託の相談支援事業所以外の方々は8事業所、12名ということになっております。今後、この8事業所12名の方々の部分を拡大してサービス利用計画等を作成していく必要がございます。現在、事業所と致しましては、事業所の人数等も大変不足している状況ですけれども、昨年、今年と研修が行われておりましていくつか事業、相談を開始して頂ける事業所様の声も聞いておりますけれども、ここの拡大も図っていく必要もございます。こうしたことを受けまして、3段目に記載しましたけれども、これからの相談支援に求められる事項として明記してございます。今回、再編についてお話し上げるのは先程のサービス等利用計画を作る事業所と、それらの事業所が地域において困難なケース等に遭遇した場合に、基幹型といえますか、その今まで10事業所に委託していた事業所を活用してスーパーバイズと

いいですか、増えていく初心者の事業所に対して3段目のようなことを、力をつけていく基幹型の相談支援体制を作りたいというふうに再編を考えております。そのイメージと致しましては次のページに書いてございますけれども、簡単に言いますと、今まではイラストの上方になりますけれども、相談が比較的区に集中して区の対応がまず一時的に行われていきます。区の方で内容を検討して各区に配置した相談支援事業者に繋いで継続性のある、若しくは専門性のある相談ということを実施してきております。一時的にはこのスタイルを3年間通してきたところでございますけれども、この区に配置している相談支援事業所の皆さんの経験を活かしてこれを少し集約して基幹型という形に再編して、今後増えるサービス等利用計画を作る事業所を支援していこうという形で、矢印の下になりますけれども、基幹相談支援センターの考え方としては2区に一区ずつという形でまとめて対応して頂こうという考え方でございます。複数の相談支援員によって複数の区を管轄するという形にして、相談員一人一人のスキルアップも図り、一人で考えて一対一の対応を複数の対応ということで再編を考えております。

資料1の2に戻りまして裏面でございますが5番事業内容。これまで行ってきました10の相談支援事業所の業務について(2)として記してございます。主に1番から3番ないし4番につきましては既に具体的に実施しているところでございます。今後、基幹型の相談支援センターにしていく為に事業を拡大して5番から6番7番8番という形で順次事業の拡大も進めていきたいと思っております。これまで区先行型で実施してきているところもありますが、基幹型相談支援事業所にも主体性を持って頂いて、これらの事業について進めていく方向で考えております。

6番と致しまして、メリットと書いてございますけれども、総合的な対応による解決を加速させていくということをもまず掲げてございます。ケースについて相談員がその場で話し合い知識や技術を身につけていけるということを考えております。また相談の拠点化を図り障がい福祉の相談機能としての周知、これは先程申し上げたようにどうしても区へ流れていく傾向が強いですので、基幹型という形で初めて障がいの相談をする方々にも区役所へ行ってももちろん結構ですけれども、新潟市では基幹型相談支援センターというものを配置するということをPRして進めていきたいと考えています。その為には現在8区各事業所で行っている相談について区役所に近隣する場所に出向いて頂いて、区役所とほぼ一緒にですね、内容に応じて区役所と基幹相談の方で対応していった専門的なところが必要な場合は専門機関、早期に対応するものについてはさらに早期に相談を開始するという考え方を作っていきたいと考えております。また、処遇困難ケースは沢山増えてきてございます。これにつきましても区役所だけが実施していたり、若しくは相談支援事業所が実施していたりと8区で対応についても若干違う部分もございまして、この点も総合的な組み合わせといいですか、区役所と相談支援事業所でタイアップをして進めていきたいと考えております。簡単ですけれども、全体の説明は以上になります。

○山賀会長

はい、それでは一旦ここで皆さんからご質問ご意見ございましたらご発言頂きたいんですが、出来ましたら相談支援事業所の方からもこの件についてご発言頂けますと大変有難いかなと思いますので是非宜しくお願いします。いかがでしょうか。はい、熊倉委員。どうぞ。

○熊倉委員

この資料によれば相談支援センターの1234から5は複数の区を担当する4か所の基幹相談支援センターを設けるということでしょうか。それから直接関係しないのかも知れませんが、この基幹相談支援センター毎にセーフティネットもリンクさせておく必要があると思うのですが、今現在、セーフティネットの計画があれば教えて頂きたいと思います。

○山賀会長

熊倉委員すいません、私の方から、具体的な熊倉委員のおっしゃっているセーフティネットとのリンクっていうのは具体的にどんな内容になりますでしょうか。

○熊倉委員

はい、困難事例の場合に、地域に暮らしている中で、本人も家族も苦しんで、それで白岩の里にたまたま引き受けて頂いたり、あるいは病院に入院とかというようなケースがあったりするわけなんです。そういう現在もしばしばありうるその辺のケースについて、整備が進む基幹相談支援センターにリンクする形でセーフティネットが用意されていくのかなと期待しています。虐待防止法との関係においても、そういう施設を用意することになっていると思います。こういった施設をそんなにいくつも用意するというのではなくて、広く共に使用するという形になるのでしょうか。

ともかく、そういうセーフティネットが、このたび、生み出されなくてはいけないのかなという気がします。その辺の整備計画が今現在あればお伺いしたいと思います。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。今ほどの質問の中で実際にその再編、具体的な再編の形についての再度確認と、それと緊急時、困難事例等もよく目の当たりにするけれども、その時のレスポンスといいますか、緊急時の対応についてこういう体制が再編によって新しい機能というのが出てくるのかどうかというふうなご質問だったかなと思います。事務局何かこの点についていかがでしょうか。

○障がい福祉課介護給付係長

はい、お答え致します。まず区の配置につきましては2区毎に1か所というふうに考え

ております。人口の配分も考えながら、隣接する区になりますけれども、2区に1か所の考え方をしております。まだ、場所については検討中でございます。

また、ご質問にあったセーフティネット等の関係につきましては、また後程議事の中で条例関係のお話にも触れていきたいと思いますが、今の資料にいきますと資料1の2の裏面の5事業内容の部分にも記載致しましたが5番6番7番8番というかたちで5・6・7でしょうかね。今後特に7番虐待及び基本条例決定後の対応相談窓口ということで、新潟市がこれから進めていきます条例等について、若しくは虐待で始まっておりますけれども、この窓口についてもこの基幹相談支援センターの中に考えていきたいと思っておりますし、ここだけではございませんし、これまでもこうした話につきましては個々の事業所では受けておりましたけれども、個々の事業所での判断等が中心でしたのでこういったことを総合的に、今ご質問のような緊急的な事も含めて対応が即時に行われるような機関にしたいというふうに考えております。

○障がい福祉課長

すいません、引き続きまして補足でございます。障がい福祉課長の小野です。セーフティネットという部分についてはこの基幹相談支援センターとセットで考えられればよかったんですが、市全体として短期入所ですとか、重度の方の生活介護不足している状況もある中で、これとちょっと切り離して短期入所、それから不足する在宅サービスの充実・拡充については、別途また検討していきたいと考えています。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。相談支援体制の再編とある程度整理をしながらということだと思いますが熊倉委員の方いかがでしょうか。

○熊倉委員

はい、ありがとうございます。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。この他に実際に相談支援にあたっていらっしゃる専門員の方からこの件についてまたいかがでしょうか。期待するところ課題などありましたら是非発言を頂きたいところですがいかがでしょうか。ご遠慮せず。是非。はい、じゃあ本間委員いかがでしょうか。

○本間（碧）委員

新潟市障がい者生活支援センターの本間と申します。私、現在、新潟市の障がい児の担当をさせて頂いていまして、それこそ2区に1人ということで江南区と中央区を担当させ

て頂いている関係で、中央区の事務所に居ながら江南区の方にも顔を出したりということ
で、とても私自身は色んな相談支援専門員の方とこう具体的な支援のお話が出来て、自分
自身のスキル向上だったりとか相談者の方の為にもなっているなと思っていますので、や
はり1人職場の解消をして、相談員自身のスキルを上げることで市民の方の安心安全の相
談体制が出来るのかなと私自身は思っているのでは是非宜しくお願いします。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。是非もうお一人ぐらいご発言を
頂ければと思いますが。皆さん俯いていらっしゃいますがせっかくです。はい、じゃあ、
何となく高井委員の方に。高井さんの方に目が向きましたので是非。

○高井委員

はい、新潟市江南区にあります障がい者支援センターわかばで相談員をしております高
井と申します。私共の相談事業所は江南区中心にやらせて頂いておりまして、委託の相談
支援専門員としまして私の方が務めさせて頂いております。立地としましては亀田駅のほ
ど近く、あと江南高等特別支援学校さんやふれあいプラザなんかも近いので、結構、
皆さんが足を運んで下さったりだとか、そういうふうなことはあるんですけども、やは
りその相談員1人となってくると私が外に出ている時間が長かったりします。そうなり
とせっかく電話をくれたのに、せっかく訪問してくれたのにそこに相談員がいないとい
うふうな現状が続いておりまして、相談対応までの時間のズレっていうんでしょうか
ね、そういうものを私も業務に取り組みながら感じていたところでもあります。今回
の基幹相談支援センターが出来ることで複数の相談員が配置されるということは、相
談窓口に行けば誰かがいる、誰かが話を聞いてくれるというふうな体制が築ける
というふうな期待を込めて、非常に私もあの出来たら良いなというふうに思ってお
ります。ただ仮に江南区が例えば今、児童コーディネーターさん中央区と江南区
をして頂いているっていう形でなった際に、じゃあその区役所は中央区役所の方
で2区をまとめましょうというふうなかたちになった時にその江南区へのフット
ワークっていうんでしょうか、相談員のフットワークがどれほどまで可能なか
っていうふうなところが課題として私もちょっと気になるころだ
なと思っていますので話し合いが進むにあたってそんなところも是非取り上げて
頂けたらと思っています。はい。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。再編というところはとても期待しているんですけども、
逆に利用しづらくならないようにというところのご指摘だったかなと思います。他
にいかがでしょうか。もしかして今のような関連で色んな区を跨いでですね、こ
う連携をせざるをえない実態なんかもあるようであれば、もし宜しければご
発言頂ければと思いますが

かがでしょうか。はい、ではまたあの別の機会にあのご発言頂けるような時がありましたら宜しく願います。事務局の方で。はい、願います。

○障がい福祉課介護給付係長

はい。事務局から一点だけ補足だけさせていただきますが、イラストにしてあります図面で区役所と相談の関係を表しておりますが、今ご発言頂いた方々は新任の方もいらっしゃいますので説明致しますが、区役所の外側に書いてございます各区に新潟市が配置した委託の相談支援事業所の皆さんのご意見でした。この皆さんの状況を下の矢印の下の状況に変えていきたいと思いますということを補足として申し上げます。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。委託相談支援事業と指定の特定相談支援事業所ということがあるわけですが、委託という形で再編をしていくということだそうですのでご確認をお願いします。

それでは二つ目の身体障がい者あんしん連絡システムの方のご説明をお願いします。

○障がい福祉課在宅福祉係長

障がい福祉課在宅福祉係の吉岡と申します。宜しく願致します。すいません座って説明させていただきます。

私からは身体障がい者あんしん連絡システムについてご報告させていただきます。資料は1の3になります。こちら広報用のチラシになります。まず、身体障がい者あんしん連絡システムとはどういうものなのかといいますと、まず対象者は、在宅で生活をしている65歳未満の障がい者のみの世帯で且つ身体障がい者手帳1級又は2級をお持ちの方を対象にしております。これらの該当する方に緊急通報装置というものを給付致しまして、何か不測の事態が起こった時に24時間ボタンを押すと受信センターに通報が繋がります。通報がいきますと確認の電話といいますか、この装置を通して確認がありまして、必要に応じて緊急出動を行ったりですとか、救急車の手配をしたりですとかそういったことを行うものです。この度、受託事業者の変更がありまして、利用者の方から事業者が変わってサービスが低下したのではないかという声があったことから、今回、協議会で取り上げられる事となりました。

これまで、こちらのサービスの提供をして下さっていた事業者さんが株式会社ツクイさんだったんですけれど、こちらのツクイさんが事業から撤退されるということになりました。本来、あんしん連絡システムというものは、冒頭でもご説明しましたが緊急時に、例えば発作で倒れて救急車も呼べない状態だとか、そういった緊急の際に利用して頂くものなんです、通報の中には、例えばトイレに行きたいとか薬を飲ませて欲しいとか、

そういったヘルパーさんをお願いするような通報も多々ございました。逆にこれまでツクイさんですと、ご承知の通りツクイさん介護の事業メインで行っている会社ですので、そういった本来のこの事業の趣旨とは異なるようなご要望にも答えて頂いていたんですけど、この度事業者さんがセコムさん変わったということで、改めまして本来の利用方法をお願いしているところでございます。今回の議論の中で、そもそもの利用方法を誤解されている方が多いということが分かりましたので、今回この資料1の3のようなチラシを作成致しました。今後は、利用者の方などにこのチラシを配布しまして利用方法の周知を図っていきたくて考えております。簡単ですが私からは以上になります。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。この事について皆さんからご質問ありましたらお受けしますがいかがでしょうか。特にないでしょうか。はい、ないようでしたら次の議題に移らせて頂きます。

それでは(3)番特別支援学校の進路検討部会の報告。それでは佐藤部会長さんより説明を頂きます。宜しくお願いします。

○佐藤部会長

はい、只今ご紹介に預かりました特別支援学校の進路検討部会の佐藤と申します。部会の経過報告を私の方からさせて頂きたいと思っております。すいません座らせて頂きます。

皆様のお手元には資料2特別支援学校の進路検討部会経過報告とあります。見て頂ければと思います。特別支援学校の進路検討部会の目的というところで、特別支援学校卒業生の施設利用における進路調整のシステムの構築と、進路の調整における教育と福祉の連携、卒業後すぐに就労継続支援B型の利用が出来ない問題についての方向性を検討することを目的に部会が設置されております。昨年度7月に第1回を開催しております、これまでに計4回開催しております。これまでの4回について早急にしなければいけないことがあったというところで、卒業後すぐに就労継続支援B型の利用が出来ない問題について、まず部会として検討に取り組んでいました。すぐに就労継続支援B型の利用が出来ないということにつきましてですけれども、これまで新潟市は国の経過措置に基づいて卒業後希望する就労継続支援B型の事業所をすぐに利用することが本市では出来ておりました。しかし、国の経過措置が24年度末に終了したことによって今年度平成25年度の卒業生から就労継続支援B型の利用をする際には、就労移行支援事業でのアセスメントを経ることになりました。これは一般就労や移行支援の利用が可能なる人についても積極的に就労の訓練に参加するとともに安易に就労継続支援B型の支給決定が行われないように留意することともされているものです。部会では特別支援学校・福祉施設・相談支援事業所・行政の各視点の意見を出して、卒業後スムーズに就労継続支援B型の利用が出来るように在学中に就労移行支援事業によるアセスメントを行うことについて検討してきました。新潟市とし

での今年度の実施方針ですけれども、進路検討部会で検討の結果を基に本年度の卒業生については、就労継続支援B型を利用する場合の、資料2ですね、実施内容を記載の通り実施しております。内容としては在学中にアセスメントの実施をすることにしています。実習期間の中で、実習期間というのが2日から5日で実施されております。アセスメントの項目は32項目ありまして、主なアセスメントの事項というのはルールへの遵守や相手の話や指示が正しく理解出来るか、相手の状況と自分の役割を理解して適切に行動出来るか等、32項目からなっております。その実習生に関する情報提供については学校、実習生の基本情報を移行支援事業所へ提供して移行事業所で市内共通のシートによりアセスメントを実施しました。学校でも就労継続支援B型を希望した本人について、共通のシートを用いて校内アセスメントを実施しており、教育側と福祉側が共通の視点で判断出来る様にしてあります。

今年度のアセスメントの状況をご報告させて頂きたいと思っております。特別支援学校では春と秋実施をしております、基本的には春の実習の中で移行支援事業所によるアセスメントを実施しております。今年度の状況ですけれども、就労継続支援B型の希望者が37名、実習を受け入れていただいた事業所は11事業所です。アセスメントの状況の確認及び検討を行うためにだいたい春の実習が終了した7月に第4回の進路検討部会を開催いたしました。あとは学校からの報告としてはアセスメントの結果、就労継続支援が適当となった、また、就労移行支援に興味を沸き、利用したいと思うが交通手段がないためや、就労継続支援B型を選択せざるを得ないケースなどの報告も学校側からあって、サービスの地域格差が指摘されておりました。生活介護と就労継続支援B型とどちらに進むか迷っている場合や、障害程度区分が未判定者の実施をした場合に、実習を途中でリタイヤした方や生徒及び実習を受け入れる就労移行支援事業所が大変な思いをしてしまうという意見も部会の中で報告がありました。移行事業所からの意見としては移行支援で訓練の可能性がありながらも本人が就労継続支援B型を希望するケースも判断が負担であるということ、就労継続支援B型でもアセスメントが実施出来ないかということ、就労移行支援が適当と判断された場合にあくまで実習を受け入れた事業所でのアセスメントであって、実際の進路先の就労移行支援事業所で対応できるかはわからないという、意見も移行事業所の担当の方からは出されておりました。中にはこれまで就労継続支援B型での実習受け入れであったが、今年度初めて移行支援でも実習を受け入れたとの事業所もあり、移行支援の視点が加わったことにより本人の能力がより引き出せたというプラスの意見も、事業所からも出ておりました。学校及び移行支援事業所のご意見、課題については今後も検討して、部会の中で検討していきたいと思っております。

次に就労継続支援B型を希望する場合の利用の流れについて説明をさせていただきます。裏面になりますでしょうか。就労継続支援B型の利用をする場合ですが、アセスメントの実施や、平成24年度より導入されたサービス等利用計画の作成をどのような段階で行う

かがフロー図となっております。サービス等利用計画の作成時期についても進路検討部会で意見交換をし、図の通り施設利用の決定後を基本としたものとしたものです。尚、必要に応じて計画作成に関わる、アセスメントに関わる相談等は事前に開始することになっております。この流れについては7月に市内の特別支援学校、保護者、通所施設宛てに障がい福祉課より通知をされております。生活介護の利用希望者については障害程度区分を早めることについても進路検討部会として意見を挙げておりましたが、これについては10月末までには区分を認定する流れとして障がい福祉課より学校を通じて保護者宛てに手続きの案内を行っております。

進路検討部会ではこれまで直近の問題であった就労継続支援B型の利用についてのことを、中心に検討してきておりますが、これまでの検討で残っている課題を一番初めに申しあげましたところなんですけれども、引き続き協議をしていくことを加え、進路調整のシステムの構築、教育、福祉、行政の連携及び役割についても検討をしていく予定でございます。報告を終わらせていただきます。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。佐藤部会長さんから丁寧なご報告をいただいたところですが、本日、特別支援学校進路指導の担当の先生も委員として出席していらっしゃいますし、また就労移行支援事業所の運営されている委員もいらっしゃいますので、その辺からもこの点について今回実施してみて、どうだったかというのを、再度、佐藤部会長さんからもお話ありましたが、強調したいところ印象的なところありましたらぜひ一言ご発言いただけるとありがたいなと思います。いかがでしょうか。はい、平野委員さん、いかがでしょうか。

○平野委員

はい。新潟聾学校で進路を担当しております、平野と申します、よろしく申し上げます。

当校は聾学校なんですけど、高等部の方は知的障がい者が41名、聴覚の方が6名という在籍で、大半が知的障がいの生徒ということになっております。そのうち知的障がい者学級の方の3年生13名おりますが、うち4名が今回アセスメントの方を実施いたしました。アセスメントをお願いした事業所さんは一か所、東区内にあります事業所さんをお願いをしてやらせていただきました。結果ですが、4名B型を希望しておりましたが、うち2名につきましては希望通り、残り2名につきましては移行もいいのではないかとということで、7月のアセスメントで出まして、Bで適当と出ました生徒につきましては引き続き希望の施設で実習をし、残りの移行の方がいいのではというようなお話をいただいた、アセスメントいただいたところにつきましては、この秋、就労移行の方で実習をさせていただいて、先週ちょうど終わったところというようなところなんです。一名は自宅より近い他の就労移行支援事業所で、一名につきましてはうちの近くだということでアセスメントしていただい

た事業所さんで引き続き、今度は2週間の実習ということで、アセスメントそのものが2日間でしたので、その辺、今回はじっくり見ていただいて、というところですか。そんな形でやらせていただきました。そうですね、非常に私としても複雑だったのが直接B希望されるということで、移行の支援事業所さんをお願いして、移行よりBの方がいいということで、アセスメントで出ましたってことになる、保護者の方も嬉しい反面複雑という、そういうことが正直ありました。よかったねと言っていいのかどうか、その辺も、保護者の潜在的なその希望としては、出来れば就労出来たらなという思いがある親御さんも大変多いですので、非常にその辺、じっくりここからトレーニングしてやっていきましょうねというような話で。実際にやってみてそんな感じですか。またちょっと思い出しましたら話しますが、はい。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。大橋委員、いかがでしょうか今回のこの取り組みといいですか。

○大橋委員

はい、複雑な想いだということであれば、就労移行いけばいいんじゃないかなという単純な思いが私の中でしたというが率直な感想です。ただ、計画相談をやり始めた事業所としては利用調整会議で本当に利用調整する人って若干しかいらっしやらないんですよ、現在。ほんのケースとして、うち人気ないせいか調整会議いない人もいますので、もし12月の時点で申請が上がって、1月誰もいらっしやらなければ、即利用契約でもいいんじゃないかなと思っていて、あえてそこに利用調整がいる方だけ調整をして、早めに決定を出していくと、計画相談に早めに着手出来て、計画相談が遅めになると、3月くらいにものすごい人数の人を計画相談をしなきゃいけなくなって、4月から利用決定なので4月にしか収入がないっていうものすごいタイトなところで計画相談動いているので、もし出来るのであれば利用調整がいない方についてはそのまますぐに応諾を出して、利用OKを出して差し上げて、次のステップに進んだ方がより事務がスムーズに進むのではないかなと、今ちょっと考えているところです。就労移行に行きたいっていう人については言ってもらえばいいのではないかなと思ってはいるんですけど。そんなところがうまく調整出来ればいいのではないかなと私は思っています。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。利用調整のご提案というか、ご指摘、改善点などもご発言いただいたところですが、他にございますでしょうか。はい、久保田委員。

○久保田委員

江南特別支援学校の久保田です。学校としては大変ありがたい仕組みになったと思っております、感謝しております。一方で、就労移行支援の事業所さんの負担が大きかったのではないかとちょっと気になっております。中にはですね、あきらかかというと語弊があるのですが、私の方も校内でアセスメントして生活介護、若しくはB型が妥当なのではないかなという方でも直接B型使えない、必ず就労移行のアセスメントをしなくては行けない。実際に一日で、半日でも無理ですこれでは、というか、本人がもう適応できない、そういうケースもありましたので、やることにどれくらい意味があるのかなど、いうケースもありました。そういう点で、就労移行の皆様のご意見も伺ってしていけたらいいなと思っております。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。他に障がい者の就労支援を行っている事業所等でご発言いただければと思いますし、また先ほど計画相談の関係で、タイミングとしてもっと早く決まれば相談支援事業所の方も色々事務的なものも早く取り組めるのではないかなという指摘もありましたが、何かご発言いただける方がいらっしゃいましたら。いかがでしょうか。はい、田中委員。

○田中（滋）委員

すみません、就労継続支援をやっております、もぐら工場の田中と申します。就労継続支援をやっている中でもなんていいですかね、一般就労に対して、一般就労したいという方もおられますので、そういう方に対してはバックアップをして就労継続のBではありますけれども、一般就労を妨げるものではありませんので、実際私どもの施設で今年の8月に一般就労していかれた方、お一人いらっしゃいました。それで一人、人が減って大変なんですけれども、それは置いておいても、やっぱり彼を見ていると自分から積極的にハローワークとかトライしていましたので、そういう方であれば就労Bにいても一般就労に繋がっていくという、多くはないですけどね、レアなケースかもしれませんが、そういうケースもないことはない。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。他にありませんでしょうか。はい、ないようです。先ほども部会長さんからもお話あったように、今回は経過報告ということですので、今後もまた課題等については、また部会の方で色々検討を進めていただけるということですので、もし色々な機会がありましたらご提言いただければ取り入れていけるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上で特別支援学校進路検討部会の報告を終わらせていただきます。

続いて（４）番（仮称）障がいがある人もない人も一人ひとりが大切にされいされる

新潟市づくり条例検討会についての報告、事務局お願いします。

○障がい福祉課長

はい、では私の方から（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいられる新潟市づくり条例について説明させていただきます。資料は3になります。

資料3をご覧ください。直接資料には書いてございませんが、障がいのある方は社会の理解や認識の不足により、障がいを理由に不利益な、不利な扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分ではないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じていることがあると認識しています。また、差別はそれと気づかずに行われることも多く、様々な立場の市民がお互いの理解を深めていくことが重要だと考えております。国においても国際条約の批准に向けて差別解消法を始め、障がい者に関する法律が次々と可決成立しております。一步一步かもしれませんが、共生社会へ向けた機運が醸成されてきているのではないかと考えております。

そこで、新潟市においても施策審議会からの提言もあり、今年の6月から、障がい者団体や有識者、福祉関係者などで構成する条例検討会を設置し、条例制定に向けた検討を始めたところでございます。条例作りにあたっては、市民の皆様から寄せられたた生きづらさや差別を感じた事例を基に差別が生じないような対策、また生じてしまった場合の対応などについて分析検討を行うとともに、地域での説明会や意見交換を通してより多くの人に条例作りそのものを知っていただくことによって、全市一体となって進めていきたいと考えております。条例には本市にふさわしい独自性を盛り込みながら制定後は条例を推進力として市民共通の理解をいっそう広げるとともに、実効性が確保されるような取り組みを進め、障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすく、市民一人ひとりが尊重される共生社会の実現を目指していくというものでございます。

資料の3番のところ、検討会の構成員についてございますが、検討委員は20名とし、障がい者の当事者団体の代表者は7団体の方から参加していただいております。2枚目に20名の名簿を掲載させていただきましたが、7団体は視覚・聴覚・身体・知的・精神・発達・難病の団体の方々から出席いただいておりますし、またその他の委員にも障がいのある方がいらっしゃる、検討委員の約半数の方が当事者ではないかなと思っております。

4番の検討スケジュールです。部長の挨拶にもありましたが、毎月第3木曜日の午後7時から開催しております。第5回目の10月17日ですが、より多くの意見交換をしていただくために20人の委員を4つのワーキンググループに分けまして、各分野毎に差別事例を基に事前事後の対応策を検討していただきました。次回もまたその予定でございます。現時点でのスケジュールとしては、来年春に中間とりまとめを行いまして、市民の方々に説明と意見交換を行いたいと思います。その意見交換を踏まえてその後、条例案を作成し、様々な修正を加えながら27年度に施行出来ればと考えております。

資料の2面でございますが、差別事例の募集についてです。条例を検討するに先立ちま

して、4月の下旬から2ヶ月間、差別事例を募集いたしました。167件の応募がありました。具体的な事例としましては、精神障がい者の方が、障がいを理由に病院での手術が受けられなかったと。精神科のある病院で手術を受けるよう言われたですとか、車椅子で電車を利用したが、希望した駅で降りられなかった、障がいになったために仕事を辞めさせられた、盲導犬の同伴を断られたなどの差別事例があげられました。また生きづらさなど気付かなかったようなこととしましては、視覚障がい者の方がテレビを見ていると緊急ニュースで文字が流れるんですけど、視覚障がい者の方には緊急のニュースが伝わらないということ、また聴覚障がい者からはエレベーターが止まった時に連絡するのが音声だけでの連絡ですので、なかなか緊急時の対応が出来ない。ATMが壊れているのも同様だというようなお話があったり、また電車待ちの時になんらかの事故で電車が止まった時に文字盤はあるんだけど、「ただいま運転を見合わせております」という文字だけ流れていったいつ頃回復するのか、何が原因なのかというのが全くわからずに不安である、というような生きづらさを感じるというような話がありました。こういうことを、事例として上げながらどうしていったらいいかということを検討しておるところでございます。

また、この検討会は検討の段階から市民の方に興味を持っていただきたくて、傍聴席を50人分用意しております、毎回市報にいがたにも掲載しております。委員の皆様からも機会を捉え話題にさせていただいたり、PRしていただければ幸いです。

資料の6番、その他の(2)ですが、現在、新潟市でも検討しておりますが、すでに、6つの地方自治体で同様の条例が施行されています。一番始めに施行した千葉県ではこの条例がきっかけとなって、ATMを利用できない視覚障がい者が金融機関窓口を利用する場合の手数料について、これは差別ではないかと、ATMを利用した時と窓口を利用した時、手数料の金額違うんですけど、視覚障がい者がATMが使えないということで、全金融機関が、視覚障がい者が窓口で手続きする場合にATMと手数料を同額にしたというような事例も伺っております。

また、内閣府では差別解消法の成立を踏まえて障がいを理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムというのを全国10ブロックに分けて今年度中に開催することとしています。新潟市の条例検討会の動きを受けまして、信越北陸ブロックの開催がこの新潟市で開催されることになりました。具体的には3月の15日土曜日にホテル日航で開催されることになっております。これらも踏まえまして、条例が市民に浸透して共生社会の実現に向けた推進力となるよう、今、条例の制定に向けて進めておるところでございます。報告は以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。それではみなさんからご質問ご意見なども併せて受け付けていきたいと思いますが、いかがでしょうか。今ほど、小野課長さんの方から具体的な事例をご紹介いただいて、新潟市の中でもこういうような形で住みやすくしていくとい

うことで、障がいがある人ない人間わず住みやすい地域作り街作りをしていきたいというための条例を作る検討会ですというご紹介いただきましたけど、みなさんの方で何か感じたことありましたらぜひご発言いただければと思いますので、いかがでしょうか。はい、熊倉委員お願いします。

○熊倉委員

この条例については共生社会を作るための基盤作りの役割を担っているという風に私たちとしては受け止めて大変ありがたく思っております。それで、情報提供なんですけども第4回で各障がい種別の特性についてという、こういうテーマで各障がいそれぞれ違ったところからのプレゼンをしたものがありました。この資料をですね、また編集して見やすくしていただきまして、この市民健康福祉まつりの時に市の障がい福祉課のブースのところで、街のみなさんに情報提供されておまして、大変、そしてまた非常にわかりやすくなっていて、ありがたかったなと思いますので、御礼方々ご紹介をさせていただきます。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。もしみなさんの中で先ほどの課長さんの方からもお話いただいたような事例でこういうのもありますよというようながあればご紹介いただいてもいいかなと思います。いかがでしょうか。はい、佐藤委員お願いします。

○佐藤（貴）委員

地域活動支援センターさんろ一どの佐藤と申します、お願いします。

先ほどの事例を聞いて感じたことなんですけども、私たち身体の方も何人かいますので、よく街に出るといこともよくやっているんですけども、特にバスの問題を感じるんですけども、乗車拒否ということもあったことがありますし、停車バスの本数が毎回違ったり、あるところとないところがあったりということで、毎回そのバスに乗るといのが当たり前に出ていないのかなといのは強く感じているところです。あと、バスに関してなんですけど、ノンステップバスの使い方を運転手さん自身がわかっていないといところも何回かありましたし、冬の間は凍っていて全く機能しなくて乗れなかったといこともありましたので、施設としてもこれは訴えていこうかなと話をしていたんですけども、ちょうど名簿の中に新潟交通の方も入ってらっしゃって、先ほどの内容も含めてどうい風なアクションといか、返答があったのかなと思ひまして、お答えいただけたらなと思ひます。

○山賀会長

事務局お願いします。

○障がい福祉課長

はい、おっしゃられる通り関係するところ広く参加していただきたいということで、交通部門については新潟交通の乗り合いバスの部長さんから来ていただいて、事例一つ一つについて聞いていただきながらまだ具体的なところまでは、どういう対応取っていくかというところまではいっていないのですが、そういうことも意識しながら検討していただいているところです。また、新潟市についても事務局に、交通関係ですと都市交通政策課とか色々関係課がありますので、新潟交通だけじゃなく、新潟市の交通部分の方にも事務局として参加していただいて、新潟市全体として考えていくような今形で今進めておるところです。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。今のようなご発言でも結構ですので、いかがでしょうか。はい、ないようですので、先ほど課長さんから色々な分野の方々が入って構成をされている検討会ということですので、その中での色々な角度からの検討を、どこから何ができるかということ具体的を今後示されていくのではないかなと思いますので、期待をしていきたいと思います。ありがとうございました。それでは次の議題に移ります。

(5) 番就業支援センター（こあサポート）について、今年10月1日に開設をしました就業支援センターについて事務局より報告をいただきます、お願いします。

○障がい福祉課長

はい、引き続きまして私の方からまた説明をさせていただきますが、資料は4になります。まず背景としまして働きたいという思いのある障がい者が年々増加しています。また一方で、障がい者が就労するには訓練やスキルとか、勤務時間の問題など様々な問題が障がい者側にあるというのが一つと、企業側もまだまだどう接していいのかわからない、就職しても定着せずに辞めてしまうという背景があるかと思います。その中で、適切な相談指導、それは障がい者も企業もですが、そういうところが必要であること、それから、まずは実習からお願いする企業開拓も必要であること。また、本人に適した仕事を探し、企業と本人とのマッチングの部分をしっかりやっていきたい。それから定着のためにやはり障がい者にも企業にも、どちらにも支援していく必要があるという背景のもと、また更にもう一つ法定雇用率の改正がありまして、この4月から民間企業におきましては1.8%から2%に引き上げられたというのが一つの背景になっています。

このような状況の中で働きたいという思いのある障がい者に対して相談から就職後の職場定着支援まで一連の伴走型の支援を行い、障がい者が更なる社会参加と、企業における障がい者雇用を促進することを目的に、これまで圏域ごとに国県が設置します障害者就

業・生活支援センター、いわゆるナカポツというものが設置されておりました。新潟圏域では、今日、委員にもなって参加していただいております、らいふあっぷさんが新潟圏域の担当ということで、新潟市の他、五泉市・阿賀野市・阿賀町を含んだ圏域を西区の上新栄町で事業展開していただいていたという状況です。しかしながら働きたいという思いのある障がい者は年々増加していることもあって、らいふあっぷさんの登録者は700人をゆうに超えているという状況で、他圏域のナカポツと比較しても非常に登録者が多くて回らない状況になりつつあるということを背景に、新潟市独自の新潟市障がい者就業支援センター（こあサポート）というのを10月1日に開設いたしました。場所は総合福祉会館の1階の福祉総合相談コーナーの中に設置し、愛宕福祉会に委託して3人の常勤職員を配置しております。3人ともジョブコーチの資格を持った方が担当していただいております。ナカポツと名称を比較してみますと、生活という文字がありませんが、同じ総合福祉会館の福祉総合相談センターの中で障がい者生活支援センターがありますので、それと連携することによって就業支援と生活支援の両方を行うこととしております。この障がい者就業支援センター（こあサポート）では障がい者の職業能力の評価、在職している企業の訪問の他、職場実習先の開拓を積極的に行いたいと考えております。

また、市内の福祉事業所の就労支援員に対する研修等の専門的な支援も行う予定にしております。実習にあたりましては、らいふあっぷさんと特にエリア分けとかそういうことはなく、協力してやっていきたいと思っております。らいふあっぷさんを始めとしてハローワークさん、福祉事業所など関係機関のみなさまと連携し、一人でも多くの方が職に就き、安心した地域生活を送れるよう支援していきたいと思っておりますが、みなさまとの連携がどうしても重要でございますので、相乗効果が生まれれば更に就労が加速することからも今後の連携をよろしくお願ひしたいと思います。説明は以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。ご質問ありましたらぜひご発言いただければと思ひますが、いかがでしょうか。はい、田中委員お願ひします。

○田中（滋）委員

もぐら工房の田中と申します。一つだけ、一点お伺ひしたいのですが、支援対象者、新潟市内に居住する障がい者児等々と書かれておりますけれども、私が言いたかったのは例えば身体障がいとか、知的の方々は手帳をお持ちでいらっしゃるけれども、精神の方なんかは通院はしているけれども、手帳をまだ所持していないという方もおられるのではないかという風な推測をするのですが、通院等をしているような精神障がいの方なんかも等の中に含む、どこかで私見たんですけど、そういうようなケースがあってもいいという風な、その点、一点確認したいなと思って。

○障がい福祉課長

障がい者の要件として手帳を持っていることを必ずしも要件としておりませんので、そういう通院されている方、難病等の含めて対応していく予定にしております。

○山賀会長

はい、他にありますでしょうか。今日、先ほどお話にも出ましたが、らいふあっぷさん、藤石委員が出席をされていますが、連携連携ということで、新たな山脈といいますかね、そういうことで新潟市直轄の委託事業ということなんでしょうかね。その辺ではどんな形で役割分担とか、協力とかしていくのかその辺いかがでしょうか。藤石委員から一言いただければ。

○藤石委員

はい、らいふあっぷの藤石です。こあサポートさんとはですね、10月1日に立ち上げでしたが、それ以前から何度か打ち合わせさせていただいて、今もなお打ち合わせ中ということです。また新潟市の方からの打ち合わせの中に加えていただいて、進めていきました。基本的にはですね、サービスを受ける対象者の方の利益になるように、また企業の方の利益になるようにということで、こあサポートと一緒に打ち合わせさせてもらっています。

らいふあっぷも先ほど小野課長さんから話ありましたが、今登録者が750人越えています。で、年間の相談件数が5600、約5700件ということです。そんなことで、こあサポートさんが出来て、今、らいふあっぷ7人のスタッフでやっておりますが、新たにこあサポートさん3人のスタッフということで、新潟市は10人のスタッフでやっていくんだと、そんなスタンスですね、やっていこうということですね。あと幸いに、ちょっとらいふあっぷの説明ですが、昨年らいふあっぷの登録者で就職された方112名でした。今期、今年はですね9月までの半期で既に就職者100名を超えております。ハローワークとか色々な学校とか関係の方とか、関係機関の努力の賜物かなと思います。最後にこあサポートさんと実績を積み重ねれば数はさらに増えるんじゃないかなと思っております。連携、本当に協力しながらやっていきたいと思っております。みなさまもちょっとご期待いただきたいなと思っております。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。もしよろしければ今野委員さんの方からもこれによって障がい者雇用どのような形で今後動いていくかなということでご意見いただければ。

○今野委員

はい、ハローワーク新潟の今野でございます。こあサポートさんスタートいたしまして、

私どもハローワークとしては非常に心強いと評価させていただいております。実は今、非常に企業の障がい者雇用の積極的な活動が、非常に顕著になっておりまして、お陰様をもちましてこの上半期の就職数が200人を超えたという記録でございます。10年前は、1年間で120～30人というところだったので、わずか10年後に、半年で200人を超える方々が就職されたというのは非常に驚いているところでございますが、実はまだまだ、企業からの募集に関してまだ私ども十分にお答え出来ておりません。なぜなら、まだまだ障がい者の方のハローワークの利用を、今私ども掘り起こしをしているところでございまして、私どものスタッフの就職支援ナビゲーターが、各支援施設に回っていきまして、ハローワークの登録者のご依頼をさせていただいているところですが、この度こあサポートさんがですね、こういった施設等、回っていただいて、ハローワークにお繋ぎするというのを、更に私どもの方に連携を取っていただいておりますので、少しでも、そういう方にハローワークに登録していただいて、その方を企業の方に斡旋、紹介させていただくというところに非常に期待しているところでございますので、ぜひハローワークとしても連携強化させていただいて、より一層、企業への充足を図っていきたく思っておりますので、ぜひ就労移行の先生方も今日おいでくださっていますので、共々よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。特に事務局の方はよろしいでしょうか。はい、他にございますでしょうか。はい、色々ご意見いただきました。色んな支援機関がこれから色んな形でですね、関わっていくというお話でしたので、本当に情報交換が大事だなということをお自身印象的に感じましたので、そういうところで何やっているかわからないぞということではなくて、色んな形でやっぱり見える形で情報交換をやって本当にチームで、地域で支援をしていくという形が望ましいのかなと思いました。ぜひ、期待をしているところです。はい、それでは5番は以上で終わらせていただきます。

続きまして(6)番の議事に移ります。通所支援施設における夜間支援モデル事業についてです。昨年10月の全体会で議論を行いまして本年3月の全体会での報告もありました。西区の夜間モデル事業について事務局より報告をしていただきます。お願ひします。

○障がい福祉課介護給付係長

はい、それでは資料5について説明させていただきます。西区の方から情報を入れていただきましてまとめております。通所支援施設における夜間支援モデル事業概要になっております。新潟市の短期入所事業所はすべて入所施設が併設型として実施されており、利用枠が少なく短期入所利用者が緊急時にサービスを受けられないという実態がございます。

通所施設が短期入所を実施することにより、当該施設を使い慣れた利用者が緊急時に限り宿泊の利用をすることが可能となるということで、西区においてこのようにPRをいたし

まして、平成25年度事業を開始しております。で、ご理解ご賛同いただいた事業所さんは資料にはございませんが、4事業所ということであがっております。で、4月から7月に関して実際に利用があったのは記載の1件でございます。利用に関する相談ということについても3件ということでもあります。数字だけを見ますと非常に小さい数字になっているかと思えますけれども、効果というところに記載いたしておりますが、施設を使い慣れており利用に抵抗感が少ない在宅生活を送る中でいざという場合の安心感がある。施設の方も利用者の考え方と同じように受け入れやすいということが伺えます。

行政については将来の不安を緩和し、入所希望者の減少にも繋げるということで、考えているところであります。効果として考えていきたいところです。細かいアンケート等は順次実施しておりますが、比較的件数がまだ伸びていない点がありまして、情報はまだ集めているところでございます。ただし、予算についてもさほど高額なものがかかる状態ではございませんけれども、この事業を実施することによって在宅で暮らされている方に相当数の安心感をもたらされているというのは実施している西区の方からも聞いていますし、恐らく在宅の方々がいざというときにこの短期入所の問題について課題がございますので、期待しているかとは思っております。また、本当に短期入所を利用されなければいけない方は短期入所をやはり実施していくこととなりますので、こうして在宅で通所している事業所において一日に限りますけれども夜間支援があるということは、出来ればこれから短期入所の緩和ということにも繋げていきたいとは考えております。今後の方針といたしまして、保護者や事業所から日頃の安心感が大きいという意見があり、他の区の事業所様からも実施の希望がありますので、26年度全市展開を目指していきたいということで、進めていきたいと考えております。ただし、実施する事業所様にも業者の方にも物理的な面等の課題があるかと思えますので、一度に全部、新潟市として目指すのではなく、理解いただける、協力いただける業者さんを探しながら、説明しながら進めていって、全体の半数規模で実施出来ていければよろしいかと思っております。実際は、短期入所を本来すべきところがありますので、そのことについても並行して事業は検討していきたいと思っております。状況については以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。この辺についてみなさんからもしかするとご質問等あるかもしれませんが、実はこの事業の前段に一時、自立支援協議会でヒアリングを行いました入所施設のみなさんから集まっていたりしたことがありました。その時に副会長でいらっしゃる田中委員さんからも実はその時来ていただいております。今回このような事業を実はやっている、やり始めたところなんですけど、どんな風に印象を持ったか、ぜひ発言いただければ。

○田中副会長

はい、私もあの、この事業を始める段階の時にちょっとお話しをさせていただいたんですが、実際に西区の方でモデルとして利用実績が一件あったということは他の区でも希望されている方がいらっしゃるというふうに思います。ですので、今後実施見込みということで、このような委託施設があがっておりますけれども、どんどんどんどん増えて行くことが大切なのかなというふうに思う反面、受け入れる通所施設の施設側のハード面であったり職員の配置、夜間職員を配置するわけですから、日中今度は職員数が足りなくなると。そこら辺の問題、それとただ単に冠婚葬祭で一泊泊めくたさいっていう場合ですとよろしいですが、急にご家族の方が入院されることになった。で、一泊はその通所の施設の方で泊めていただくのはいいですが、そのあとじゃあどうするんだろうっていう、そのあとのケアの問題とか色々出てくるかと思っておりますので、今後その辺も含めての、どういうふうにしていくかっていうのが課題になってくるかというふうには感じています。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。この、今回の田中副会長さんの意見、事務局から何か補足するようなことはありますでしょうかね。

○障がい福祉課介護給付係長

はい、ご意見としては十分に承知しておりますし、今回緊急の事態が起きた時にまず一日でもその方を、適切な言い方わかりませんが、時間を稼いでその間、区役所等で、翌日の体制について関連する事業所を探すとか、翌日に次のことが出来るということをもってる、時間がまず出来るということもありまして、翌日例えば、今回あったのはお葬式が急に入って、翌日には引き取る事が出来ますということであれば、これは非常に丸く収まることですがけれども、本当に短期入所につなげていくとか、緊急事態がある時には関係機関を探していくという時間にも使えますので、翌日の課題にも今後検討していきたいと思っております。仕組みについて検討していきたいと思っております。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。いわゆる正規の短期入所と同じものではないということで、そこのところは使い分けていくと。やはりメインは正規の短期入所に繋ぐということですね。繋いでいくということが基本ですという確認でした。大橋委員の方では中央福祉会の方で短期入所の指定を取っているということですので、今回の絡みと実際にやってみてどんな感じなのかご発言いただけますでしょうか。

○大橋委員

東区のところからワークセンターひがしの通所のBをやって、短期入所をつけたんですが、通所Bの方はあまり人気がなく5名ほどで停滞しておりまして、どうして人気

ないのかなと太陽さんといつも悩ませているところでもあります。ところが短期入所は開設して職員は夜間体制でしたので、通所施設の私達としては全く勤務状況が違う職員をお作りしたというところなんです、利用者の方が今、中央福祉会の方で満杯になっています。それで、比較的空いているのが日曜日ということになるんですが、それでも4名体制のところは2人くらいは必ずいるということで、全くここも一日も空いてないというときもありません。で、11月の利用についてはもうほとんど満員です。ですので、もし緊急事態が起きた場合はどうしようかとちょっと話し合っていて、減算でもいいからもう一つ上に乗せて対応するしかないかなということでやらせてもらっています。ただ、みなさんもご存じのようにグループホームの消防法が非常に厳しくなっていますし、ひがしの方もスプリンクラーの設置が義務づけられていなかったんですけど、この度やっぱり怖いのでスプリンクラーの設置もさせていただいて、きちっと消防法の対応をさせていただいてはいますが、やはり、職員体制が夜間一人ということで、入所施設の太陽さんとかみのりさんとかは2~3人いらっしゃったりするので非常にまだあれなんです、なんとかその1名を解消するために、どうしたらいいのかなと悩んでいるんですけど、もう1名か2名増やして2人体制が取れないかなと思ってはいるんですけど、うちもかなりの人員不足で、ちょっとそこまで取れるかなというのがちょっと今の課題です。ですから、より多くの方を受け止めなければいけないんですけど、今のところ中央福祉会で手いっぱいという形になっています。ただ、私どもの法人もかなり高齢化、親御さんが高齢していることと、利用者さんも高齢していることで、次のステップに進むいいものではないかなと思っていますし、かなり家族の軋轢の多い利用者さんはどうしても家にと虐待ケースになりうるところを短期入所で引き取って、空間を家庭の中であるということの新しいニーズも出てきたので、必要なのだなと思っていますが、事業的にはあまりもうかるような商売ではないので、ただ福祉的には必要だということで、やらせてはいただいています。ですから、コールセンターさんとやはり西区のモデルを全区でする場合はコールセンターさんの役割がやっぱりこれから大事になってくるのではないかなと。在宅の時になにかコールすると人が来てくれる。さっき、身体障がいのあるしんシステムっていうのが身体の方だけなので、知的の方なかなか使いづらくて。だた、来てくださる安心感がやっぱりコールセンターだったり、こういったモデル事業だったりするのかなと思うと、今地域生活を頑張って過ごしていらっしゃる方については非常にメリットの多いことかなと思っています。短期入所も少しずつみなさんに余裕のあるところを見せたいと思っているのですが、もう少しお待ちいただいて、頑張って踏ん張りたいと思っていますのでございます。もし笹川委員がよければ一緒に、何かご意見をいただければと、山賀さんを無視してあえて隣に渡したいと思います。

○笹川委員

コールセンターらいとはうすの笹川です。今、名前があがりましたけれども、コールセ

ンターは太陽の村の支援員がコールセンターの業務を兼務してやっている状態になっております。ですので、夜間帯に関しましては太陽の村の職員が何かあった時にはそちらの現場の方をやりくりしてコールセンターの方に駆け付けるといったようなことも少なくはありません。それなんですけれども、実際、太陽の村の方の利用者さんの対応の方をやりくりをした上でということもありますので、実際いつでも出動できるかと言われると少し難しいことがあるんですね。そういうところもなんとか今後上手くやりくりして可能な限り対応出来ればなと思っておりますし、実際登録されている方結構たくさんいらっしゃいます。実際登録されていても、実際に利用されているっていう方はその中の全員ではないですけども、やはりこういうの登録していると安心感があるという風な感じで言われている利用者さんいらっしゃいますので、今後とも、なかなか大変ではありますが、頑張っていこうと思っています。

○山賀会長

ありがとうございます。大橋委員、私ちょっと確認なんですけど、現在ショートの方ほとんど埋まっているということなんですけど、利用されている方は法人内の施設を利用されている方がほとんどですか。法人内の、施設の利用者さんがほとんど。あと例えば職員のさきほど体制、田中副会長さんの方からも日中の兼ね合いとか、体制の兼ね合いもあるんじゃないかという話でしたが、日中の支援にあたっている職員は夜泊まるとか、そういうような形でのローテーションのやりくりをしたり、あと専門の夜勤の方を雇ったりみたいなことはあるんでしょうかね。

○大橋委員

入所施設の人にちょっとこう、アイデアをいただかなければならないんですけど、夜間専門員を今作れなくて、日中の支援と夜間と、ということで割り振りをしているんですけど、障がいの重い方についてはダブル体制で今泊まらせていただくと、大体、施設長か課長がダブルもっているというのが現状です。悩ましいところもあってですね、あまり大きな声で言えないんですけど。満日の里さんとか、やはり入所体制で早番・遅番・夜勤っていうのをやっぱり短期も作らないと、単独短期も難しいかなとちょっと思っていて、そういう編成を職員にしないとちょっと普通に日中職員と泊まる職員と、だけではなかなか、障がいの重い方がいっぱいいて、一人ではなかなか難しい。ですので、日中の職員がサポートに大体、朝、重い人だと7時くらいに入ってサポートしたり、夜はご飯を食べる時まで日中の通所の職員がケアしたりとか、ちょっと今それで補っているところです。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。いわゆるショートステイという事業、通所施設が運営維持していこうとすると、様々なマンパワーも各方面調整が難しい部分があるというふうな

課題についてもご発言いただいたところですが、他に何かございますでしょうか、そういう緊急時という対応について今回このような独自のモデル事業を作りましたが、相談関係の方で特に発言していただける方がいらっしゃらないでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、色々参考にしていただいて、決してこれで全ての整備点が整ったわけではもちろんないので、いわゆるショートステイを新規で行っている事業者の課題も両面から見ていけないといけないのかなという印象を持ちました。それでは（6）の議事についてはこれで終わりたいと思います。

議事（7）その他です。せっかくの機会ですので、みなさんから周知、広報したい事項、連絡事項がありましたらこの機会にご紹介いただければと思いますし、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。場合によったら議事議題に遡ってこういうことを発言したかったなということもありましたら差し支えありませんのでご発言ください。いかがでしょうか。

はい、ではないようですので以上をもちまして議事の方を終了させていただきたいと思っております。たくさんのご発言をいただきましてありがとうございました。